

平成 18 年 9 月 22 日
企業会計基準委員会

企業会計基準適用指針公開草案第 19 号
**「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む
複合金融商品に関する会計処理（案）」の公表**

コメントの募集

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）では、企業会計審議会から公表された「金融商品に係る会計基準」が平成 18 年 8 月 11 日に企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）として改正されたことに伴い、実務対応報告第 16 号「会社法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」（以下「実務対応報告第 16 号」という。）の内容について、これまで質問が多く寄せられた事項への対応などと合わせて、改正後の金融商品会計基準の適用上の指針として新たに定めるため、審議を重ねております。

今般、平成 18 年 9 月 19 日の第 113 回企業会計基準委員会において、標記の適用指針の公開草案（以下「本公開草案」という。）の公表を承認しましたので、本日公表いたします。

本公開草案の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本公開草案に関するコメントがございましたら、平成 18 年 10 月 23 日（月）までに、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては直接回答しないこと、コメントを当委員会のホームページ等で公開する予定があること、氏名又は名称が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないことを、あらかじめご了承ください。

記

電 子 メ ー ル : cb_cb@asb.or.jp

フ ァ ク シ ミ リ : 03-5510-2717

お 問 い 合 わ せ 先 : 03-5510-2737

本公開草案の概要

以下の概要は、コメントをお寄せ頂くにあたっての便宜に資するため、実務対応報告第16号から追加的な定めをした主な箇所について要約したものです。コメントをお寄せ頂く際には、より正確な議論のために本公開草案をお読みくださいますようお願い申し上げます。

■ 取得条項付の転換社債型新株予約権付社債の会計処理

(1) 取得条項付の転換社債型新株予約権付社債の発行者が、自社の株式の市場価格が転換価格を上回ることを条件とした取得条項に基づき、当該転換社債型新株予約権付社債を取得する場合の発行者側の会計処理（第26項参照）

① 取得の対価が現金の場合

ア 取得と同時に消却することが募集事項に照らして明らかであり、かつ取得と同時に消却が行われた場合

発行者が、取得条項に基づき、当該転換社債型新株予約権付社債を取得する場合には、繰上償還する場合に準じて処理する。

イ ア以外の場合

発行者が、取得条項に基づき、当該転換社債型新株予約権付社債を取得する場合において、発行時に一括法を採用しているときは自己社債の取得に準じて処理し、区分法を採用しているときには、取得の対価としての払出額を発行時における払込金額の区分に準じて社債の対価部分と新株予約権の対価部分に区分し、社債の対価部分は自己社債の取得に準じて、新株予約権の対価部分は自己新株予約権の取得に準じて処理する。

② 取得の対価が自社の株式の場合

ア 取得と同時に消却することが募集事項に照らして明らかであり、かつ取得と同時に消却が行われた場合

発行者が、取得条項に基づき、当該転換社債型新株予約権付社債を転換価格で除した自社の株式数を交付することにより取得する場合には、会社法による転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権が行使されたときに準じて処理する。

イ ア以外の場合

発行者が、取得条項に基づき、当該転換社債型新株予約権付社債を転換価格で除した自社の株式数を交付することにより取得する場合には、取得の対価となる自社の株式の時価と取得した転換社債型新株予約権付社債の時価のうち、より高い信頼性をもって測定可能な時価に基づき資本金又は資本金及び資本準備金を増加させるとともに、発行時に一括法を採用しているときは取得した転換社債型新株予約権付社債を自己社債に準じて処理し、区分法を採用しているときには、当該時価を発行時における払込金額の区分に準じて社債の対価部分と新株予約権の対価部分に区分し、社債の対価部分は自己社債に準じて、新株

予約権の対価部分は自己新株予約権に準じて処理する。

(2) 取得条項付の転換社債型新株予約権付社債の発行者が、自社の株式の市場価格が転換価格を上回ることを条件とした取得条項に基づき、当該転換社債型新株予約権付社債を取得する場合の転換社債型新株予約権付社債権者側の会計処理（第 27 項参照）

① 発行者による取得の対価が現金の場合

転換社債型新株予約権付社債の譲渡として処理する。したがって、譲渡した転換社債型新株予約権付社債の消滅を認識するとともに、譲渡した転換社債型新株予約権付社債の帳簿価額とその対価としての受取額との差額を当期の損益として処理する。

② 発行者による取得の対価が発行者（自社）の株式の場合

会社法による転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権を行使した場合に準じて処理する。

■ 外貨建転換社債型新株予約権付社債の会計処理

会社法に基づき発行された外貨建転換社債型新株予約権付社債について、発行時に区分法を採用している場合の発行者側の会計処理（第 29 項参照）

(1) 外貨建社債の対価部分

外貨建社債の対価部分の発行時の円貨への換算は発行時の為替相場により、決算時の円貨への換算は決算時の為替相場による。また、新株予約権行使時に資本金又は資本金及び資本準備金に振り替える額の円貨への換算は、当該権利行使時の為替相場による。

(2) 外貨建新株予約権の対価部分

外貨建新株予約権の対価部分の発行時及び決算時の円貨への換算並びに新株予約権行使時に資本金又は資本金及び資本準備金に振り替える額の円貨への換算は、発行時の為替相場による。

また、会社法に基づき発行された外貨建転換社債型新株予約権付社債の取得者側における円貨への換算は、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 4 号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」第 19-9 項による（第 30 項参照）。

なお、発行時に一括法を採用している場合の発行者側の会計処理については、実務対応報告第 16 号からの変更は行っていない（第 28 項参照）。

■ 適用時期等

本適用指針は、本適用指針公表日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用する。ただし、会社法施行日（平成 18 年 5 月 1 日）以後本適用指針公表日前に終了した事業年度及び中間会計期間については、本適用指針を適用することができる。

なお、本適用指針の適用により、実務対応報告第 16 号は廃止する。

以 上